

## 規 則

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第3号**

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県景観条例施行規則（昭和62年熊本県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第9号を次のように改める。

（9）日本郵政公社

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

都市計画法施行令第31条ただし書に規定する区域及び目的又は種別並びに面積を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第4号**

都市計画法施行令第31条ただし書に規定する区域及び目的又は種別並びに面積を定める規則を廃止する規則

都市計画法施行令第31条ただし書に規定する区域及び目的又は種別並びに面積を定める規則（昭和60年熊本県規則第68号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県砂防指定地管理条例施行規則をここに公布する。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第5号**

熊本県砂防指定地管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県砂防指定地管理条例（平成15年熊本県条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（制限行為の許可申請書等）

第2条 条例第4条第3項の申請書は、砂防指定地内行為許可申請書（別記第1号様式）とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 制限行為をしようとする場所を示す位置図及び平面図

（2） 制限行為に係る事業の計画の概要を記載した図書

（3） 制限行為で工事を伴うものにあつては、設計図（施設又は工作物の除却にあつては、構造図を含む。）及び仕様書

（4） 制限行為をすることについて利害関係を有する者がある場合にあつては、当該利害関係を有する者の承諾書

（占用の許可申請書等）

第3条 条例第5条第3項の申請書は、砂防設備占用許可申請書（別記第2号様式）とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 占用をしようとする砂防設備の場所を示す位置図及び平面図

（2） 砂防設備の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書

（3） 砂防設備の占用で工事を伴うものにあつては、設計図（施設又は工作物の除却にあつては、構造図を含む。）及び仕様書

（4） 砂防設備の占用をすることについて利害関係を有する者がある場合にあつては、当該利害関係を有する者の承諾書

（変更許可申請書等）

第4条 条例第6条第1項の申請書は、条例第4条第1項の許可に係る変更にあつては砂防指定地内行為変更許可申請書（別記第3号様式）、条例第5条第1項の許可に係る変更にあつては砂防設備占用変更許可申請書（別記第4号様式）とする。

2 前項の申請書には、第2条第2項各号又は前条第2項各号に掲げる書類のうち変更に関係があるものを添付しなければならない。

（氏名等変更届）

第5条 条例第6条第3項の規定による届出は、氏名等変更届（別記第5号様式）により行うものとする。

（更新許可申請書）

第6条 条例第8条第3項の規定による許可の申請は、条例第4条第1項の許可の期間の更新にあつては砂防指定地内行為更新許可申請書（別記第6号様式）、条例第5条第1項の許可の期間の更新にあつては砂防設備占用更新許可申請書（別記第7号様式）により行うものとする。

（開始届）